

鳥取市労働移動・キャリアアップ支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市労働移動・キャリアアップ支援奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本奨励金は、市内の求職者等が人手不足分野又はデジタル分野での就職を目指すに当たって求められる職業訓練の受講、資格取得又は免許取得等（以下「資格取得等」という。）を奨励することにより、多様な人材の活躍と人手不足分野又はデジタル分野への労働移動を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人手不足分野 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）大分類の「建設業」、大分類の「運輸業、郵便業」、大分類の「医療、福祉」、小分類の「警備業」とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) デジタル分野 産業分類大分類の「情報通信業」とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (3) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による被保険者であり、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている労働者
- (4) 非正規雇用労働者 前号以外の雇用形態で雇用されている労働者

(対象資格取得等)

第4条 本奨励金の対象となる資格取得等は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に行った人手不足分野又はデジタル分野に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするもので、交付対象者が経費の負担を行ったものとする。

(交付対象者)

第5条 本奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本奨励金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 年齢が55歳未満の者であること。
- (3) 鳥取市無料職業紹介所で求職手続を行って就職のために資格取得等した求職者又は鳥取市無料職業紹介所で求職手続を行って正規雇用労働者となるために資格取得等した非正規雇用労働者であること。
- (4) 人手不足分野又はデジタル分野での市内就職を目指している者であり、かつ過去1年以内に人手不足分野又はデジタル分野で勤務していた者でないこと。
- (5) 大学院、大学、短大、高専、専修学校等の学生でないこと。
- (6) 資格取得等を完了し、修了証又は単位認定証等を授与された者であること。
- (7) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

(交付対象経費)

第6条 奨励金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 資格取得等に係る受講料（教材費を含む。）
- (2) 資格取得等のための受験料
- (3) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、奨励金対象経費について、雇用保険法（昭和49年法律第49号）第60条の2に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練給付制度、勤務先等からの給付金又は助成金を受けた場合は、前項各号に掲げる経費の合計額から当該給付金及び助成金を控除した額を奨励金交付対象経費とする。

(奨励金の額)

第7条 本奨励金の額は、前条に規定する交付対象経費のうち交付対象者の負担した額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1人当たり年額180,000円を限度額とする。

(交付申請)

第8条 本奨励金の交付を受けようとする者は、資格取得等を完了した日から1月以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得等報告書（様式第1号）
- (2) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 運転免許証、マイナンバーカードその他本人確認できるものの写し
- (5) 資格証、合格証、免許証、修了証、単位認定書その他資格等を取得した又は受講を完了したことが分かる書類の写し

- (6) 領収証その他資格等を取得するために要した経費が分かる書類の写し
 - (7) 非正規雇用労働者が申請する場合は、雇用契約書又は労働条件通知書の写しその他雇用形態が確認できる書類の写し
 - (8) その他市長が必要とする書類
- 2 前項の規定により受け付けた奨励金の交付申請額の合計が予算を超える見込みのときは、奨励金の交付申請に係る受付は、終了する。

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(交付の取消し等)

第10条 市長は、本奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、その決定を取り消すことができる。この場合において、当該交付対象者に対して交付決定した本奨励金の全部又は一部について交付決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた場合
- (2) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をした場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本要綱に違反した場合

2 前項の規定による交付決定の取消しについては、鳥取市労働移動・キャリアアップ支援奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知し、奨励金の返還を命ずるときは、規則第14条の規定によるものとする。

(実績報告)

第11条 本奨励金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(就職先の報告)

第12条 交付対象者は、就職状況について、様式第5号により令和5年4月1日現在の状況を市長に報告するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。